

# 広報資料

2023（令和5）年3月14日  
花園大学

## 懲戒処分の公表について

花園大学は、社会福祉学部田原昌子教授（女性・65歳）に対し、2023（令和5）年2月22日付けで、下記の通り譴責の懲戒処分を行いましたのでお知らせいたします。

### 記

令和元年9月、田原教授と同僚教授間のショートメールのやり取りをファイル化したものが学生に送付され、学生の間にも拡散された。これにより、名指しされた学生及び教職員の名誉並びに教員及び大学に対する学生の信頼感が毀損された。

教授の行為は、花園大学就業規則第28条第1項第3号及び第6号（同就業規則第21条第5号（学内外を問わず、大学の名誉または信用を傷つけ、大学の利益に相反する行為を行わないこと）及び第10号に関する重大な違反行為）に該当することから、同就業規則第27条第1号の譴責の懲戒処分としたものである。

〈附属資料〉

花園大学就業規則（抄）